

# 社会福祉法人同仁会給与規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人同仁会就業規則（以下「就業規則」という。）第38条の規定に基づき、職員の給与について必要な事項を定める。

(給与の種類)

第2条 給与の種類は、次のとおりとする。

(1) 本俸

(2) 職員手当

ア 管理職手当

イ 役職手当

ウ 業務手当

エ 直接処遇手当

オ 地域手当

カ 扶養手当

キ 住宅手当

ク 通勤手当

ケ 超過勤務手当

コ 夜間勤務手当

サ 宿直勤務手当

シ 日勤手当

(ア) 日曜日勤務手当

(イ) 祝日勤務手当

(ウ) 年末年始勤務手当

(エ) 早番勤務手当

(オ) 遅番勤務手当

(カ) マイクロバス運転手当

ス 期末手当

セ 勤勉手当

ソ 単身赴任手当

タ 処遇改善手当

チ 調整手当

ツ 一時金

(本俸表)

第3条 本俸表は、福祉職等俸給表（別表1）、医療職俸給表(一)（別表2）及び医療職俸給表(二)（別表3）のとおりとし、適用する職員は、下表のとおりとする。

俸給表の種類	適用する職員
福祉職等俸給表	医師、看護師以外の職員
医療職俸給表(一)	医師
医療職俸給表(二)	看護師

(本俸表適用範囲)

第4条 本俸表は、所定労働時間が週当たり平均して40時間の職員に適用する。

2 理事長が必要と認める場合は、所定労働時間が週当たり平均して35時間以上の職員を含めることができる。

3 前項の規定の適用を受ける職員の本俸月額その他の手当の支給額は、理事長が別に定める基準に基づき、職員毎に決定する。

(初任給決定の基準)

第5条 再雇用職員を除く本俸表を適用する職員(以下「常勤職員」という。)の本俸は、職員の資格及び経験等を勘案して、理事長が別に定める基準に基づき、辞令により通知する。

2 本俸表を適用しない職員(以下「時間給職員」という。)の賃金及び諸手当の額は、職員の資格、経験及び勤務内容等を勘案して、理事長が別に定める基準に基づき決定し、労働条件通知書及び雇用通知書により通知する。

(昇給の基準)

第5条の2 昇給は、定期昇給、昇格に伴う昇給、渡りに伴う昇給及び特別昇給とする。

2 昇給は、4月1日(以下「昇給日」という。)に実施する。ただし、別に定めがある場合又は理事長が必要と認めた場合は、昇給日以外の日に実施することができる。

3 定期昇給は、常勤職員が現に受けている本俸の号給を受けるに至ったときから、その号給について12か月の期間を良好な成績で勤務したときは、2号給上位の号給に昇給させる。

ただし、12か月の間に降格、出勤停止又は減給の懲戒を受けた者並びに昇給日に休職、療養休暇、育児休業、介護休業及び産前産後休暇(以下「休職等」という。)中の者は昇給しない。

4 第2項の規定にかかわらず、休職等から復職した常勤職員の定期昇給は、休職等に入る前に受けていた号給の開始日から復職した日の前日までの期間から休職等の期間を差し引いた期間が6月を超える場合は、復職した日に2号給上位の号給に昇給させる。この場合、次期昇給日は、復職した日から6月以上経過した日の直近の昇給日とする。

5 休職等に入る前に受けていた号給の開始日から復職した日の前日までの期間から休職等の期間を差し引いた期間が6月以下の場合は、昇給しない。この場合、休職等に入る前に受けていた号給の開始日から休職等の期間を差し引いた期間が6月を超えるの日の直近の昇給日に2号給上位の号給に昇給させる。

6 第3項の規定にかかわらず、人事考課の結果を反映させるため、理事長は別に定める基準に基づき、2号給の昇給以外に、定期昇給停止、1号給の昇給、3号給の昇給又は4号給の昇給とすることができる。ただし、前段規定を適用した場合において、適用した日から5年間については、理事長が別に定める基準において昇給のランクを同じくする人事考課の結果の場合は、前段の規定を適用しない。

7 満60歳を超える常勤職員は、前3項の規定にかかわらず、当該年齢に達した日以後は定期昇給しない。

8 昇格に伴う昇給とは、上位の職層に変更するとともに、直近上位の等級において同額又は直近上位の号給に決定することをいう。この場合、理事長が必要と認めたときは特別昇給を合わせて行うことができる。

9 渡りに伴う昇給とは、職層を変更することなく、直近上位の等級において同額又は直近上位の号給に決定することをいい、次の各号に掲げる一に該当するときは理事長が別に定める基準に基づき実施することができる。この場合、第6項及び第11項の規定は適用しない。

(1) 別に定める資格を取得したとき

(2) 命令により資格取得した場合で理事長が認めるとき

- (3) 人事考課の結果が特に良好であるとき
  - (4) 他の職員との均衡上必要と認めるとき
  - (5) その他理事長が必要と認めたとき
- 10 渡りに伴う昇給は、1回限りとする。
- 11 特別昇給は、既に前項の規定に基づく渡りに伴う昇給の適用を受けた者が、前項各号（第3号を除く。）に該当する場合及び次の各号に掲げる一に該当するときは理事長が別に定める基準に基づき実施することができる。
- (1) 就業規則第10条及び第11条に規定する定年退職又は勸奨退職するとき
  - (2) 就業規則第11条に規定する退職する場合で、第7項の規定に基づき定期昇給がなかった期間があるとき
  - (3) 調理員が調理師資格を取得したとき
  - (4) 命令により異動したとき
  - (5) その他理事長が必要と認めたとき
- 12 昇格に伴う昇給又は渡りに伴う昇給を定期昇給と合わせて実施する場合は、定期昇給させる前の本俸により直近上位の等級の号給を決定し、その号給から定期昇給させるものとする。
- 13 就業規則第3条の2の規定に基づき、無期労働契約雇用に変換した契約職員については、前項までの規定を適用せず、前条の規定に準じて毎年度の4月1日に給与額を決定し、雇用通知書により通知する。
- 14 昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- (降給の基準)
- 第5条の3 降格に伴い降給する場合は、現に受けている本俸の等級から直近下位の等級において同額又は直近下位の号給に決定する。
- 2 降格に伴う降給と定期昇給を合わせて行う場合は、前項の規定により決定した等級の号給から昇給させるものとする。
- (給与の支払)
- 第6条 本俸月額、管理職手当、役職手当、業務手当、直接処遇手当、地域手当、扶養手当、住宅手当、通勤手当、単身赴任手当、処遇改善手当及び調整手当は、月の1日から末日までを計算期間とし、その他の手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、前月の26日から当該月の25日までを計算期間として、翌月の5日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、前日又は後日の日に支給する。
- 2 月の途中の退職、採用又は休職等（育児短時間勤務、介護短時間勤務又は遅刻等を含む。）により勤務しない日または時間（公休日を除く。）がある月の給与は、本俸月額、管理職手当、役職手当、業務手当、直接処遇手当、地域手当、単身赴任手当、処遇改善手当及び調整手当については、それぞれの月額を当該月の公休日を除いた日数に一日当たりの勤務時間を乗じた時間（月在職時間という。）で除した金額に、月在職時間から勤務しない時間を減じて得た時間で乗じた額と合わせて、実績に応じて支給する手当の額の合計額を支給する。この場合、円未満の端数はそれぞれに切り上げる。
- 3 職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の末までの給与を支給する。
- (管理職手当)
- 第7条 就業規則第3条第3項に掲げる参事、副参事及び参事補に、次に掲げる管理職手当を支給する。

- (1) 参事(理事長を兼務する者) 月額100,000円
- (2) 参事(常務理事を兼務する者) 月額 90,000円
- (3) 参事 月額 80,000円
- (4) 副参事 月額 60,000円
- (5) 参事補 月額 50,000円

2 組織及び管理規則第3条第1項に規定する施設を兼務している参事及び副参事に、月額5,000円を加算して支給する。

(役職手当)

第8条 社会福祉法人同仁会組織及び管理規則（以下「組織及び管理規則」という。）に規定する次表の左欄に掲げる特定職を命じられた職員に右欄に掲げる役職手当を支給する。ただし、管理職員には支給しない。

特定職		役職手当月額
主 任		30,000円
グループ長		20,000円
副グループ長		10,000円
家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員 自立支援担当職員 フォスタリング専門員	社会福祉士又は精神保健福祉士有資格者	25,000円
	それ以外の者	20,000円
	主任、グループ長又は副グループ長が兼務する場合	10,000円
リスクマネージャー		10,000円
基幹的職員		5,000円
児童発達支援管理責任者		20,000円

2 前項に掲げる特定職を同一職員が複数兼ねる場合の役職手当月額の額は、それぞれの役職手当月額の合計額とする。ただし、合計額の上限は、45,000円とする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項に掲げる主任がグループ長を兼ねる場合は、グループ長に係る役職手当は支給しない。

(業務手当)

第9条 業務手当は、職員のうち組織及び管理規則第5条に規定する直接処遇職員（以下「直接処遇職員」という。）、栄養士及び調理師資格を持ち調理業務に従事する調理員等に支給する。ただし、月額20,000円を上限とする。この場合、業務手当の金額に円未満の端数がある場合は切り上げる。

2 業務手当は、管理職員及び時間給職員には支給しない。

3 業務手当の月額は、次の各号に掲げる計算式による金額とする。

(1) 入所施設（内原深敬寮の通所を含む。）、児童家庭支援センター及び発達障害者支援センターに勤務する職員

$$2,000円 + (毎年4月1日現在における勤続年数) \times 500円$$

(2) 前号以外の施設に勤務又は事業に従事する職員

$$500円 + (毎年4月1日現在における勤続年数) \times 500円$$

4 年度の途中採用、休職等又は育児短時間勤務等により勤務をしない日又は時間がある場合は、勤務をしなかった日又は時間を前項の毎年4月1日現在における勤続年数から除算する。

5 前項の規定により第3項の毎年4月1日現在における勤続年数に端数がある場合は、その

端数が6月を超えるときは1年とする。

6 第3項第1号に規定する施設と第2号に規定する施設を兼務する場合は、週ごとに勤務日数が決められているときはその日数の割合に応じて計算した合計額を支給し、週ごとに決められていないときは1か月の勤務を要する日数のうち、勤務した日数に応じて計算した額の合計額を支給する。この場合、合計額に円未満の端数がある場合は切り上げる。

7 前項において、年次有給休暇を取得した場合は、あらかじめ勤務を割り振られた施設に勤務したものとみなす。

(直接処遇手当)

第9条の2 直接処遇手当は、入所施設（内原深敬寮の通所を含む。）、児童家庭支援センター及び発達障害者支援センターの常勤職員のうち直接処遇職員（施設長は除く。）に月額5,000円を支給する。

(地域手当)

第10条 地域手当は、次の表の左欄に掲げる施設に勤務する職員に右欄に掲げる率を本俸に掛けた金額を支給する。

勤務施設	地域手当率
水戸市内の施設	4%
つくば市内の施設	6%

2 地域手当が支給されない施設と地域手当が支給される施設又は地域手当率の異なる施設を兼務する場合は、週ごとに勤務日数が決められているときはその日数の割合に応じて計算した合計額を支給し、週ごとに決められていないときは1か月の勤務を要する日数のうち、勤務した日数に応じて前項の規定に基づき計算した額の合計額を支給する。この場合、合計額に円未満の端数がある場合は切り上げる。

3 前項において、年次有給休暇を取得した場合は、あらかじめ勤務を割り振られた施設に勤務したものとみなす。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、時間給職員を除く。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもので、社会福祉法人同仁会定款施行細則別表1に規定する専決権者（以下「専決者」という。）の認定を受けた者をいう。ただし、5人を限度とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 父母及び祖父母並びに同居の義父母及び同居の義祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 次に掲げる者は、扶養手当支給対象の扶養親族に含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額130万円以上の恒常的な収入があると見込まれる者

4 扶養手当の月額額は、次のとおりとする。

区分	扶養手当月額	備考
配偶者	10,000円	扶養親族の子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後
子1人目	11,000円	

子2人目	7,000円	の最初の3月31日までの間は1人につき、3,000円を加算する。
子3人目から	5,000円	
父母1人（配偶者がいる場合）	6,500円	
父母1人（配偶者がいない場合）	11,000円	
その他 兄弟姉妹等1人	6,500円	

5 扶養手当の支給を受けようとする者は、別に定める扶養手当申請書に扶養親族を証明する書類を添付して専決者に届け出て、承認を受けなければならない。

6 扶養手当の支給は、新たに職員になった日又は新たに扶養の要件が生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、扶養の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から行うものとする。

（住宅手当）

第12条 住宅手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。ただし、時間給職員を除く。

- (1) 家族（配偶者に事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）ととともに居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている世帯主である職員
- (2) 勤務施設から通勤距離が15Km以内の区域に自らが居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている世帯主である単身職員。ただし、勤務地から15Km以内に自宅（親元等）のある者を除く。
- (3) 家族以外の者と同居し、家賃の全部又は一部を支払う前2号の規定に準ずる職員
- (4) 前2号以外で、理事長がやむを得ない特別の事由があると認める職員

2 住宅手当の月額は、次のとおりとする。

区 分		住宅手当月額
借家等	21,000円以下の家賃	支払っている家賃の額
	21,000円を超える家賃	次の計算式により算定した額。ただし、34,000円を上限とする。 $21,000円 + (家賃 - 21,000円) \times 1/2$

3 前項の家賃には、共益費、駐車場料金等を含まないものとする。

4 住宅手当の支給を受けようとする者は、別に定める住宅手当申請書に賃貸借契約書及び住民票記載事項証明書を添えて専決者に届け出て、承認を受けなければならない。

5 住宅手当の支給は、新たに職員になった日又は新たに要件が生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から行うものとする。

6 前項の規定にかかわらず、4月1日採用予定者が、採用予定日の前月に事前研修のため転居後に10日以上出勤したときは、第1項第2号の規定による住宅手当を支給する。この場合、第4項の規定を準用する。

（通勤手当）

第13条 通勤手当は、自宅と勤務先の間を徒歩で通勤したと仮定した場合において2 km以上の距離があり、かつ2 km以上の区間で交通機関、自転車、バイク又は自家用自動車を利用して通勤する職員に対し、次のとおり支給する。ただし、平均して週5日未満の勤務する者の通勤手当の額は、勤務の態様及び通勤用具等に応じ、職員毎に理事長が定め、雇用通知書により通知する。

区 分	通勤手当月額
交通機関利用	定期利用の1か月料金の額
自転車、バイク(100cc未満)利用	片道1 kmにつき 300円
バイク(100cc以上)、自家用自動車利用	片道1 kmにつき 600円
高速自動車道路等の利用料金	通勤21回分の利用料金の1/2の額

- 2 前項の通勤距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。
- 3 通勤手当に係る通勤距離は片道の距離とし、1 km未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 通勤手当の支給を受けようとする者は、別に定める通勤手当申請書に  
交通機関利用者は1か月の定期券の写し（1か月の勤務日数が少なく定を、バイク又は自家用自動車利用者は期券を利用しない方が低額な場合は、添付の必要は無い。）対人賠償責任保険証書（対人賠償額が無制限のものに限る。）を添えて専決者に提出し、承認を受けなければならない。
- 5 高速自動車国道等の有料の道路を利用できる者は、片道の通勤距離が40 km以上あり、かつ、当該道路を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離と比して、10 kmを超えて通勤距離が長くない者とする。
- 6 通勤手当の支給は、新たに職員になった日又は新たに要件が生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 通勤手当の額が異なる施設を兼務する場合は、週ごとに勤務日数が決められているときはその日数の割合に応じて計算した合計額を支給し、週ごとに決められていないときは1か月の勤務を要する日数のうち、勤務した日数に応じて第1項から前項までの規定に基づき計算した額の合計額を支給する。この場合、合計額に円未満の端数がある場合は切り上げる。
- 8 前項において、交通機関を利用する場合は、通常の往復乗車料金に割り振られた勤務日数を乗じた金額とする。
- 9 第6項において、年次有給休暇を取得した場合は、あらかじめ勤務を割り振られた施設に勤務したものとみなす。

（超勤手当）

第14条 超勤手当は、所定労働時間を超えて勤務命令を受け勤務した職員に対し、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。ただし、円未満の端数は切り上げるものとする。

(1) 1か月の超過勤務の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月26日から翌月25日までとする。

- ア 超過勤務4.5時間以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・25%
- イ 超過勤務4.5時間超～6.0時間以下・・・・・・・・・・35%
- ウ 超過勤務6.0時間超・・・・・・・・・・・・・・・・・・50%

エ ウの超過勤務のうち代替休暇を取得した時間・・・35%

(残り15%の割増賃金は代替休暇に充当する。)

(2) 1年間の超過勤務の時間数が360時間を超えた部分については、40%とする。

この場合の1年は毎年4月1日を起算日とする。

(3) 超過勤務に対する割増賃金の計算において、第1号及び前号のいずれにも該当する超過勤務の時間数については、いずれか高い率で計算することとする。

2 超勤手当は、次の算式により計算して支給する。

(1) 超過勤務が1か月45時間以下の部分

本俸+諸手当(扶養手当、住宅手当、通勤手当、一時金、期末勤勉手当を除く。  
以下この項において同じ。)

---

170

×1.25×時間数

(2) 超過勤務が1か月45時間超60時間以下の部分

$$\frac{\text{本俸+諸手当}}{170} \times 1.35 \times \text{時間数}$$

(3) 超過勤務が1か月60時間を超える部分

$$\frac{\text{本俸+諸手当}}{170} \times 1.50 \times \text{時間数}$$

(4) 超過勤務が1年360時間を超える部分

$$\frac{\text{本俸+諸手当}}{170} \times 1.40 \times \text{時間数}$$

(5) 深夜の超過勤務の割増賃金(22:00から翌日5:00までの間。この項において同じ。)

$$\frac{\text{本俸+諸手当}}{170} \times 0.25 \times \text{時間数}$$

(6) 公休日の勤務(代休日を与えない場合)

$$\frac{\text{本俸+諸手当}}{170} \times 1.35 \times \text{時間数}$$

(7) 公休日の勤務(代休日を与えた場合)

$$\frac{\text{本俸+諸手当}}{170} \times 0.35 \times \text{時間数}$$

(8) 公休日かつ深夜の勤務(代休日を与えない場合)

$$\frac{\text{本俸+諸手当}}{170} \times 1.60 \times \text{時間数}$$

(9) 公休日かつ深夜の勤務(代休日を与えた場合)

$$\frac{\text{本俸+諸手当}}{170} \times 0.60 \times \text{時間数}$$

3 超勤手当は、前項第5号に規定する深夜の超過勤務の割増賃金を除き管理職員には支給しない。

(代替休暇)

第14条の2 1か月の超過勤務が60時間を超えた職員に対して、労使協定に基づき、次により代替休暇を与えるものとする。



- (1) 代替休暇を取得できる期間は、直前の賃金締め切り日の翌日から起算して、翌々月の賃金締め切りまでの2か月間とする。
  - (2) 代替休暇は、半日又は1日で与える。この場合の半日とは、午前 8:30～12:30又は午後 13:30～17:30のことをいう。
  - (3) 代替休暇の時間数は、1か月60時間を超える超過勤務時間数に換算率を乗じた時間数とする。この場合において、換算率とは、代替休暇を取得しなかった場合に支払う割増賃金率50%から代替休暇を取得した場合に払う割増賃金35%を差し引いた15%とする。また、職員が代替休暇を取得した場合は、取得した時間数を換算率15%で除した時間数について、15%の割増賃金の支払を要しないこととする。
  - (4) 代替休暇の時間数が半日又は1日に満たない端数がある場合には、その満たない部分についても有給の休暇とし、半日又は1日の休暇として与えることができる。ただし、前項の割増賃金の支払を要しないこととなる時間の計算においては、代替休暇の時間数を上回って休暇とした部分は算定せず、代替休暇の時間数のみで計算することとする。
- 2 代替休暇を取得する者は、1か月60時間を超える超過勤務を行った月の賃金締め切り日の翌日から5日以内に、専決者に申し出ることとする。代替休暇取得日は、職員の意向を踏まえ決定することとする。
  - 3 専決者は、前項の申出があった場合には、支払うべき割増賃金額のうち代替休暇に代替される割増賃金額を除いた部分を通常の賃金支払日に支払うこととする。ただし、当該月の末日の翌日から2か月以内に取得がなされなかった場合には、取得がなされないことが確定した月に係る賃金支払日に残りの15%の割増賃金を支払うこととする。
  - 4 専決者は、第2項に定める期間内に申出がなかった場合は、当該月に行われた超過勤務に係る割増賃金の総額を通常の賃金支払日に支払うこととする。ただし、第2項に定める期間内に申出を行わなかった職員から、第1項第1号に定める代替休暇を取得の申出があった場合には、専決者の承認により、代替休暇を与えることができる。この場合、代替休暇の取得があった月に係る賃金支払日に過払分の賃金を精算するものとする。

(夜勤手当)

第15条 夜勤手当は、午後10時から午前5時まで勤務（休憩時間を含む。）した職員に対し、第14条第2項第5号の規定により算出した金額が、6,000円に満たない場合は、6,000円を支給する。

(宿直手当)

第16条 宿直手当は、宿直勤務をした職員に対し、下表により支給する。

宿直区分	宿直手当額
業務宿直	1宿直につき 7,600円
管理宿直	1宿直につき 6,000円

(日勤手当)

第17条 日勤手当は、日曜日、祝日等に出勤する職員に対し、次のとおり支給する。ただし、早朝勤務手当及び夜間勤務手当は、超勤手当の対象となる勤務並びに宿直勤務及び夜勤勤務を行う者には支給しない。

区 分	勤務内容	手当額(1勤務当たり)
日曜日勤務手当	日曜日に勤務	800円
祝日勤務手当	祝日に勤務	800円

年末年始勤務手当	12月30日から翌年1月3日までに出勤	800円
早番勤務手当	午前6時から午前8時までの間勤務	300円
遅番勤務手当	午後6時から午後10時までの間勤務	300円
マイクロバス 運転手当	利用者を乗せる目的で1日に20km以上50km未満の運転	800円
	利用者を乗せる目的で1日に50km以上100km未満の運転	1,600円
	利用者を乗せる目的で1日に100km以上の運転	2,400円

- 早朝勤務と夜間勤務を同一の日において行った場合は、800円を加算する。
- 日曜日勤務手当、祝日勤務手当及び年末年始勤務手当は、重複して支給しない。
- 日勤手当は、管理職員には支給しない。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職している職員に対して支給する。ただし、時間給職員には支給しない。

- 期末手当の額は、基準日毎に次の計算式により算定する。

(本俸月額+業務手当月額+扶養手当月額) × 支給率 × 支給割合

- 期末手当の計算期間、支給率及び支給日は、次のとおりとする。

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研修員	6月1日	12月1日～5月31日	0.85	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.85	12月10日
研修員以外 の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.225	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.225	12月10日

- 期末手当の支給割合は、次のとおりとする。

基準日	計算期間内における勤務期間	支給割合
6月1日	0	0
	3か月未満	30/100
	3か月以上～5か月未満	60/100
12月1日	5か月以上～6か月未満	80/100
	6か月	100/100

- 勤務停止、休職、療養休暇、育児休業、介護休業、子の看護休暇、生理休暇及び産前産後休暇の期間は、前項の計算期間において勤務しなかった日として取り扱う。
- 期末手当の額に円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職している職員に対して支給する。ただし、時間給職員には支給しない。

- 勤勉手当の額は、基準日毎に次の計算式により算定する。

(本俸月額+業務手当月額+扶養手当月額+管理職手当月額) × 支給率 × 支給割合

- 勤勉手当の計算期間、支給率及び支給日は、次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	1.025	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	1.025	12月10日

- 勤勉手当の支給割合は、次のとおりとする。

基準日	計算期間内における勤務期間	支給割合
	0	0

6月1日	15日未満	5/100
	15日以上 ～ 1か月未満	10/100
	1か月以上 ～ 1か月15日未満	15/100
	1か月15日以上～2か月未満	20/100
	2か月以上 ～ 2か月15日未満	30/100
	2か月15日以上～3か月未満	40/100
12月1日	3か月以上 ～ 3か月15日未満	50/100
	3か月15日以上～4か月未満	60/100
	4か月以上 ～ 4か月15日未満	70/100
	4か月15日以上～5か月未満	80/100
	5か月以上 ～ 5か月15日未満	90/100
	5か月15日以上～6か月未満	95/100
	6か月	100/100

- 5 勤勉手当の支給については、前条第5項を準用する。
- 6 計算期間内に降格、出勤停止又は減給の懲戒（就業規則第51条第14号に該当する場合を除く。）を受けた職員には、勤勉手当は支給しない。
- 7 勤勉手当の額に円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

（単身赴任手当）

第20条 施設等を異にする異動に伴い、異動する直近の住居から異動後の施設等に通勤した場合に60Km以上となる職員で、第12条第1項に規定する住居手当支給対象地域に住居を移転し、次の各号に掲げる事情により同居していた配偶者と別居して生活することを常態とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、異動に伴い配偶者が転居する場合において、配偶者が転居した住宅から異動後の施設等に通勤した場合に60Km未満となる場合は単身赴任手当の支給対象としない。

- (1) 配偶者が、配偶者の父母又は同居の親族を介護するとき
- (2) 配偶者が学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育するとき
- (3) 配偶者が引き続き就業するとき
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が認める住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住するとき
- (5) その他理事長が配偶者が職員と同居できないと認めるとき

- 2 単身赴任手当の月額、次のとおりとする。

区 分		単身赴任手当月額
異動前の住居と異動後の住居の距離	60Km以上100Km未満	30,000円
	100Km以上	38,000円

- 3 単身赴任手当の支給を受けようとする者は、別に定める単身赴任手当申請書に支給の根拠を証明する書類を添えて専決者に届け出て、承認を受けなければならない。
- 4 単身赴任手当の支給は、新たに要件が生じた日の属する月の翌日（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後に行われた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その月の属する月）から行うものとする。

（処遇改善手当）

第20条の2 処遇改善手当は、職員の処遇改善を図ることを目的として、次のとおり支給する。ただし、参事、管理宿直員、夜間相談員、学習指導員及びアルバイト職員を除く。

① 同仁東保育園及びゆうゆう館に勤務する職員

区 分	処遇改善手当月額
週40時間勤務職員	9,000円
上記以外の職員	下記算式により支給

$$\text{月額}9,000\text{円} \times \left[ \frac{\text{1週の勤務時間数}}{40\text{時間}} \right]$$

[ ] 内は小数点以下第2位四捨五入

② ①以外の施設に勤務する職員

区 分	処遇改善手当月額
週40時間勤務職員	10,000円
上記以外の職員	下記算式により支給

$$\text{月額}10,000\text{円} \times \left[ \frac{\text{1週の勤務時間数}}{40\text{時間}} \right]$$

[ ] 内は小数点以下第2位四捨五入

- 2 前項の①に所属する職員が②に規定する施設を兼務する場合は、①に規定する月額を支給し、②に所属する職員が①に規定する施設を兼務する場合は、②に規定する月額を支給する。(調整手当)

第20条の3 調整手当は、国の処遇改善施策に対応するため、次のとおり支給する。

① 同仁東保育園、ゆうゆう館及びくれよんクラブ高萩に勤務する職員。ただし、同仁東保育園の園長、副園長を除く。

区 分	調整手当月額
週40時間勤務職員	5,000円

② ①以外の施設に勤務する職員

区 分	調整手当月額
週40時間勤務職員	3,000円
週30～39時間勤務職員	2,250円

- 2 前項の①に所属する職員が②に規定する施設を兼務する場合は、①に規定する月額を支給し、②に所属する職員が①に規定する施設を兼務する場合は、②に規定する月額を支給する。
- 3 本俸月額、業務手当、直接処遇手当、地域手当、処遇改善手当及び前項に規定する調整手当を合計した金額が最低賃金を下回る場合は、最低賃金額との差額を調整手当として支給する。

(一時金)

第21条 理事長が常任役員会に諮って適当と認める場合は、次の各号に掲げる一時金を支給することができる。

- (1) 日給等職員のうち所定労働時間が20時間以上の職員に対して、雇用通知書により通知する金額。支給日は期末手当支給日とする。
- (2) 国等の政策に基づき支給する金額等臨時に支給することが必要となった金額。支給金額及び支給日は理事長が別に指定する。
- (3) 国等の政策に基づき支給すべき金額に不足が発生した場合に必要とする金額。支給金額及び支給日は理事長が別に指定する。

- (4) 感染症拡大防止対策または大規模災害対策等により、事業継続に要する経費として職員の負担軽減を図るために必要と認める金額。支給金額及び支給日は理事長が別に指定する。
- (5) 職員間の均衡を図るために必要と認める金額。支給金額及び支給日は理事長が別に指定する。
- (6) 次の計算により算定する一般退職する職員の退職時における取得していない年次有給休暇の金銭的保障金額。この場合、退職する年度に付与する年次有給休暇の時間数に時間未満の数がある場合は1時間に切り上げし、退職時の本俸月額を時間給にする場合に円未満の数がある場合は1円に切り上げるものとし、その数が負の場合は支給しない。支給日は第6条第1項の規定に準ずるものとする。

$$\left[ \frac{\text{退職する年度の勤務日数} + \text{公休日数}}{365 \text{日 (うるう年は366日)}} \times \text{退職する年度に付与された年次有給休暇時間数} + \right. \\ \left. \text{前年度から繰り越した年次有給時間数} - \text{退職する年度取に得た年次有給時間数} \right] \times \frac{\text{退職時の本俸月額}}{170}$$

(給与の支払方法)

第22条 給与は、法人が指定する金融機関の店舗において職員が指定する2つまでの口座に全額を送金する。ただし、職員が現金支給を希望し理事長が認めた場合は、現金で支給することができる。

2 前項に規定する口座は、職員名義のものでなければならない。

(給与からの控除)

第23条 次に掲げるものは、必要に応じて給与から支払時に控除する。ただし、法定外控除については職員の過半数を代表する者と協定する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険料
- (4) 厚生年金保険料
- (5) 雇用保険料
- (6) 介護保険料
- (7) 給食費、互助会費その他の法定外控除

(給与の非常時払い)

第24条 職員又はその収入によって生計を維持する者が、次のいずれかの場合に該当し、そのために職員から請求があったときは、給与支払日前であっても、既往の労働に対する給与を支払う。

- (1) やむを得ない事由によって1週間以上帰郷する場合
- (2) 結婚又は死亡の場合
- (3) 出産、疾病又は災害の場合
- (4) 退職又は解雇により離職した場合

(休業手当)

第25条 職員が業務上の負傷又は疾病により休業した場合は、休業1日につき労働基準法第12条に規定する平均賃金の60%を支給する。

(財政理由による給与の減額)

第26条 給与支給の財源の減少により、この規則に基づく給与の支払いのための財源が法人全体で不足となり又は不足が見込まれ、かつ当該年度を含めた3年間において収支均衡が見込

めないときは、給与を減額する。

2 減額は、次の各号の順に行う。

(1) 3年以上勤務している職員の昇給の減額又は停止

(2) 基準賃金、管理職手当及び役職手当の減額

(委任)

第27条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成10年4月1日に在籍していた職員において、平成10年4月1日における給与規則の規定に基づき算定した業務手当額とこの規則に基づき算定した業務手当額とを比較し、この規則に基づき算定した額が下まわる場合は、平成20年3月31日までの間、本俸にその差額(100円未満は切上げ)を加算する。

3 この規則の施行日に満55歳を超える職員は、第5条第7項において満55歳と見なす。

4 日給等職員がこの規則の施行日前に支給されていた扶養手当、住宅手当及び皆勤手当については、平成26年3月31日までの間、同一条件で雇用継続する場合に限り、各手当相当額を支給する。

5 昭和58年4月1日施行の給与規則は、廃止する。

付 則

この規則は、平成17年5月28日から施行する。

付 則

1 第16条第1項のマイクロバス運転手当支給に係る勤務内容は、平成17年4月1日から適用する。

2 第18条第3項の規定は、平成18年度から適用し、平成17年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.7	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.75	12月10日

付 則

この規則は、平成18年11月25日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成19年12月1日から施行する。

2 第18条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成20年度から適用し、平成19年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.725	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.775	12月10日

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年3月28日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年5月23日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第5条第7項において、この規則の施行日に満60歳を超えている常勤職員は満60歳とみなす。

付 則

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 第17条第3項に規定する期末手当支給率及び第18条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成23年度から適用し、平成22年度は次表のとおりとする。

(1) 期末手当支給率

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研 修 員	6月1日	12月1日～5月31日	0.65	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.7	12月10日
研修員以外 の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.25	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.35	12月10日

(2) 勤勉手当支給率

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.7	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.65	12月10日

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成23年10月26日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までの間は、第13条に規定する22:00 から翌日6:00までの超勤手当の支給率は、改正前の規則第13条に規定する超勤手当の支給率と第14条第1項に規定する夜勤手当の支給率を合計したものとする。

付 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成27年度から適用し、平成26年度は次の

とおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.675	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.825	12月10日

付 則

- この規則は、平成27年12月1日から施行する。
- 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成28年度から適用し、平成27年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.75	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.85	12月10日

付 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の2第5項の規定のうち定期昇給停止及び1号給の昇給は、平成30年4月1日から実施する。
- 改正前の俸給表の等級と改正後の俸給表の等級の切り替えは次表のとおりとする。

俸給表	旧等級	新等級
福祉職等 俸給表	1等級	1等級
	2等級	2等級
	3等級	3等級
	4等級	4等級
	5等級	5等級
	6等級	6等級
	7等級	7等級
	8等級	8等級
医療職俸給表 (一)	1等級	1等級
	2等級	2等級
	3等級	3等級
	4等級	4等級
	5等級	5等級
医療職俸給表 (二)	1等級	1等級
	2等級	2等級
	3等級	3等級
	4等級	4等級
	5等級	5等級
	6等級	6等級
	7等級	7等級

- 改正前の俸給表の号給と改正後の俸給表の号給の切り替えは次表のとおりとする。ただし、福祉職等俸給表5等級から8等級、医療職俸給表(一)5等級、医療職俸給表(二)5等級から7等級の職員の号給の決定は、職員ごとに理事長が行う。

(1) 福祉職等俸給表適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1等級	2等級	3等級	4等級



1	1	3	11	7
2	3	5	13	9
3	5	7	15	11
4	7	9	17	13
5	9	11	19	15
6	11	13	21	17
7	13	15	23	19
8	15	17	25	21
9	17	19	27	23
10	19	21	29	25
11	21	23	31	27
12	23	25	33	29
13	25	27	35	31
14	27	29	37	33
15	29	31	39	35
16	31	33	41	37
17	33	35	43	39
18	35	37	45	41
19	37	39	47	43
20	39	41	49	45
21	41	43	51	47
22	43	45	53	49
23	45	47	55	51
24	47	49	57	53
25	49	51	59	55
26	51	53	61	57
27	53	55	63	59
28	55	57	65	61
29	57	59	67	63
30	59	61	69	65
31	61	63	71	67
32	63	65	73	69
33	65	67	75	71
34	67	69	77	73
35	69	71	79	75
36	71	73	81	77
37	73	75	83	79
38	75	77	85	81
39	77	79	87	83
40	79	81	89	85
41	81	83		87
42	83	85		89

43	85	87		
44	87	89		
45	89			

(2) 医療職俸給表(一)適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	1	1	1	1
2	3	3	3	3
3	5	5	5	5
4	7	7	7	7
5	9	9	9	9
6	11	11	11	11
7	13	13	13	13
8	15	15	15	15
9	17	17	17	17
10	19	19	19	19
11	21	21	21	21
12	23	23	23	23
13	25	25	25	25
14	27	27	27	27
15	29	29	29	29
16	31	31	31	31
17	33	33	33	33
18	35	35	35	35
19	37	37	37	37
20	39	39	39	39
21	41	41	41	41
22	43	43	43	43
23	45	45	45	45
24	47	47	47	47
25	49	49	49	49
26	51	51	51	51
27	53	53	53	53
28	55	55	55	55
29	57	57	57	57
30	59	59	59	59
31	61	61	61	61
32	63	63	63	63
33	65	65	65	65
34	67	67	67	67
35	69	69	69	69
36	71	71	71	71

37	73	73	73	73
38	75	75	75	75
39	77	77	77	77
40	79	79	79	79
41	81	81	81	81
42	83	83	83	83
43	85	85	85	85
44	87	87	87	87
45	89	89	89	89

(3) 医療職俸給表(二)適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	1	1	1	1
2	3	3	3	3
3	5	5	5	5
4	7	7	7	7
5	9	9	9	9
6	11	11	11	11
7	13	13	13	13
8	15	15	15	15
9	17	17	17	17
10	19	19	19	19
11	21	21	21	21
12	23	23	23	23
13	25	25	25	25
14	27	27	27	27
15	29	29	29	29
16	31	31	31	31
17	33	33	33	33
18	35	35	35	35
19	37	37	37	37
20	39	39	39	39
21	41	41	41	41
22	43	43	43	43
23	45	45	45	45
24	47	47	47	47
25	49	49	49	49
26	51	51	51	51
27	53	53	53	53
28	55	55	55	55
29	57	57	57	57
30	59	59	59	59

31	61	61	61	61
32	63	63	63	63
33	65	65	65	65
34	67	67	67	67
35	69	69	69	69
36	71	71	71	71
37	73	73	73	73
38	75	75	75	75
39	77	77	77	77
40	79	79	79	79
41	81	81	81	81
42	83	83	83	83
43	85	85	85	85
44	87	87	87	87
45	89	89	89	89

- 4 この規則の施行日の前日に在職する職員で引き続き勤務する職員のうち、この規則の規定に基づき支給される平成28年4月分の俸給月額（この項において「新俸給」という。）が、改正前の俸給表に基づき平成28年3月分として支給された俸給月額を下回る場合は、平成28年4月分の俸給月額は、平成28年3月分として支給する俸給月額を超える直近上位の額（以下この項において「決定俸給」）とする。この場合、新俸給において、第5条の2第3項の規定に基づき2号給の定期昇給を行った場合の俸給月額と、決定俸給において、1号給の定期昇給を行った場合の俸給月額が同額となるまでの間は、第5条の2第3項の規定に関わらず、決定俸給の定期昇給は1号給とする。
- 5 平成28年度中に新規に採用された職員のうち、初任給が下表左欄の等号給に決定した職員の俸給月額は、上位の等号給への昇給又は給与改定により下表右欄の金額を超えるまで間は、第3条の規定に関わらず下表右欄の金額とおりとする。

特例適用等号給	俸給月額
1等級31号給	168,900円

付 則

- 1 この規則は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成29年度から適用し、平成28年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.8	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.9	12月10日

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成29年5月27日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成29年12月1日から施行する。

- 2 第8条に規定する役職手当及び第9条の2に規定する夜間業務手当の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 この規則による役職手当の増額（主任、グループ長、副グループ長、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員 各5,000円）及び直接処遇手当の支給は、国が処遇改善のために行う施策に伴う予算措置がある間において実施する。
- 4 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成30年度から適用し、平成29年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.85	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.95	12月10日

付 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第9条の2及び第20条の2の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 この規則による調整手当の支給は、国が処遇改善のために行う施策に伴う予算措置がある間において実施する。

付 則

この規則は、平成30年10月1日から適用する。

付 則

- 1 この規則は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成31年度から適用し、平成30年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.90	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.95	12月10日

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第21条第4項の規定は、平成31年3月31日付け退職者から適用する。

付 則

- 1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。
- 2 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は令和2年度から適用し、2019年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.925	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.975	12月10日

付 則

この規則は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項及び第20条の2第1項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

- 2 第18条第3項に規定する期末手当支給率は令和3年度から適用し、令和2年度は次のとおりとする。

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研修員	6月1日	12月1日～5月31日	0.825	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.825	12月10日
研修員以外の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.225	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.325	12月10日

付 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は令和5年度から適用し、令和4年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.95	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	1.05	12月10日

付 則

- 1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 第18条第3項に規定する期末手当支給率及び第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は令和6年度から適用し、令和5年度は次のとおりとする。

(1) 期末手当支給率

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研修員	6月1日	12月1日～5月31日	0.825	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.875	12月10日
研修員以外の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.200	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.250	12月10日

(2) 勤勉手当支給率

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	1.00	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	1.05	12月10日

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

## 社会福祉法人同仁会福祉職等俸給表

号級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級	9 等級
1		191,000	204,900	233,200	245,000	270,300	303,100	321,500	342,100
2		192,700	206,400	234,800	247,100	272,500	305,700	323,900	345,200
3		194,400	207,900	236,400	249,200	274,700	308,300	326,300	348,300
4		196,100	209,400	238,000	251,300	276,900	310,900	328,700	351,400
5		197,800	210,900	239,600	253,400	279,100	313,500	331,100	354,500
6	156,600	199,500	212,400	241,200	255,500	281,300	316,100	333,500	357,600
7	157,700	201,200	213,900	242,800	257,600	283,500	318,700	335,900	360,700
8	158,800	202,900	215,400	244,400	259,700	285,700	321,300	338,300	363,800
9	159,900	204,600	216,900	246,000	261,800	287,900	323,900	340,700	366,900
10	161,000	206,300	218,400	247,600	263,900	290,100	326,500	343,100	370,000
11	162,100	208,000	219,900	249,200	266,000	292,300	329,100	345,500	373,100
12	163,200	209,700	221,400	250,800	268,100	294,500	331,700	347,900	376,200
13	164,400	211,400	222,900	252,400	270,200	296,700	334,300	350,300	379,300
14	165,500	212,900	224,400	254,000	272,300	298,900	336,900	352,700	382,400
15	166,600	214,400	225,900	255,600	274,400	301,100	339,500	355,100	385,500
16	167,700	216,200	227,400	257,200	276,500	303,300	342,100	357,500	388,600
17	168,800	217,900	228,900	258,800	278,600	305,500	344,700	359,900	391,700
18	169,900	219,600	230,400	260,400	280,700	307,700	347,300	362,300	394,800
19	170,900	221,100	231,900	262,000	282,800	309,900	349,900	364,700	397,900
20	172,300	222,600	233,400	263,600	284,900	312,100	352,500	367,100	401,000
21	173,600	224,100	234,900	265,200	287,000	314,300	355,100	369,500	404,100
22	174,900	225,600	236,400	266,800	289,100	316,500	357,700	371,900	407,200
23	176,100	226,800	237,900	268,400	291,200	318,700	360,300	374,300	410,300
24	177,600	228,200	239,400	270,000	293,300	320,900	362,900	376,700	413,400
25	179,100	229,600	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	379,100	416,500
26	180,700	231,000	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	381,500	419,600
27	181,800	232,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	383,900	422,700
28	183,200	234,000	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	386,300	425,800
29	184,600	235,500	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	388,700	428,900
30	186,000	236,900	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	391,100	432,000
31	187,300	238,100	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	393,500	435,100
32	189,600	239,700	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	395,900	438,200
33	191,800	241,200	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	398,300	441,300
34	194,000	242,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	400,700	444,400
35	196,200	243,600	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	403,100	447,500
36	197,900	245,100	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	405,500	450,600
37	199,400	246,400	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	407,900	453,700
38	200,900	247,600	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	410,300	456,800
39	202,400	248,700	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	412,700	459,900
40	203,800	249,700	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	415,200	463,000
41	205,200	250,600	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	417,600	466,000
42	206,600	251,500	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	419,500	469,000
43	208,000	252,400	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	421,600	472,000
44	209,300	253,300	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	423,700	475,000
45	210,600	254,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	425,900	478,000
46	211,900	254,900	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	427,800	481,100
47	213,200	255,600	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	429,900	483,800
48	214,400	256,700	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	432,000	486,900
49	215,600	257,900	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	433,900	489,900
50	216,700	259,000	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	435,600	493,000
51	217,800	260,200	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	437,400	495,700
52	218,900	261,400	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	439,300	498,000
53	219,900	262,500	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	441,200	500,300
54	220,900	263,600	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	443,000	502,600
55	221,800	264,700	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	444,800	504,600
56	222,700	265,800	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	446,600	506,000
57	223,600	266,900	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	448,300	507,500
58	224,500	267,900	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	450,100	508,900
59	225,400	268,900	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	451,600	510,100
60	226,300	269,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	453,000	511,500
61	227,200	270,900	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	454,500	513,000
62	228,100	271,800	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	455,900	514,500
63	228,900	272,700	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	457,200	515,600
64	229,800	273,600	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	458,500	516,700
65	230,700	274,500	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	459,700	517,900
66	231,500	275,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	460,700	519,100
67	231,800	276,300	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	461,400	520,100
68	232,600	277,200	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	462,200	521,000
69	233,300	278,100	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	462,900	521,900
70	233,900	279,000	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	463,600	522,800
71	234,500	280,000	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	464,400	523,600
72	235,200	281,000	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	465,100	524,500
73	235,800	281,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	465,700	525,200
74	236,300	282,800	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	466,200	525,700
75	236,800	283,300	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	466,800	526,400
76	237,300	284,000	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	467,400	527,000
77	237,800	284,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	468,000	527,800
78	238,400	285,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	468,500	528,400
79	238,900	286,600	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	469,000	528,900
80	239,400	287,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	469,400	529,400
81	239,900	288,200	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	469,700	529,900
82	240,400	289,000	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	470,000	530,400
83	240,900	289,700	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	470,300	530,900
84	241,400	290,200	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	470,600	531,400
85	241,800	290,600	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	470,900	531,900
86	242,300	291,000	327,200	366,300	382,800	405,300	446,500	471,200	532,400
87	242,800	291,200	328,000	367,000	383,400	405,600	446,800	471,500	532,900
88	243,300	291,500	328,800	367,700	384,000	405,900	447,100	471,800	533,400
89	243,800	291,700	329,600	368,000	384,400	406,200	447,400	472,100	533,900
再任用	163,800	182,100	202,100	211,800	219,400	232,000	253,100	269,700	295,300

別表 2

## 社会福祉法人同仁会医療職俸給表(一)

号級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
22	335,000	403,900	453,300	517,700	605,000
23	338,400	405,500	455,600	519,500	606,000
24	341,700	407,100	457,800	521,300	607,000
25	345,000	408,800	459,800	522,900	608,000
26	347,500	411,000	462,100	524,700	609,000
27	350,000	413,100	464,300	526,500	610,000
28	352,300	415,100	466,600	528,300	611,000
29	354,400	417,200	468,700	529,900	612,000
30	356,100	419,300	470,900	531,700	613,000
31	357,800	420,900	473,200	533,500	614,000
32	359,600	422,600	475,300	535,300	615,000
33	361,500	424,500	477,100	536,900	616,000
34	363,700	426,000	479,200	538,700	617,000
35	365,800	427,800	481,300	540,400	618,000
36	367,800	429,600	483,300	542,100	619,000
37	369,700	431,500	485,400	543,700	620,000
38	371,900	433,500	487,100	545,300	621,000
39	374,000	435,300	488,900	546,700	622,000
40	376,000	437,200	490,700	548,300	623,000
41	378,000	439,000	492,300	549,800	624,000
42	378,700	440,700	494,100	551,200	625,000
43	379,300	442,400	495,900	552,600	626,000
44	380,000	444,200	497,500	553,900	627,000
45	380,900	446,000	498,900	555,100	628,000
46	382,200	447,800	500,600	556,100	629,000
47	383,500	449,500	502,400	557,100	630,000
48	384,800	451,200	504,100	558,100	631,000
49	385,600	452,800	505,600	559,100	632,000
50	386,400	454,500	506,900	560,000	633,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900	634,000
52	387,700	457,900	509,500	561,800	635,000
53	388,500	459,800	510,500	562,600	636,000
54	389,300	461,000	511,800	563,500	637,000
55	390,000	462,200	513,100	564,400	638,000
56	390,700	463,400	514,400	565,300	639,000
57	391,400	464,400	515,400	566,200	640,000
58	392,300	465,400	516,200	567,100	641,000
59	393,000	466,300	517,000	568,000	642,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700	643,000
61	394,100	467,900	518,700	569,600	644,000
62	394,600	468,600	519,500	570,500	645,000
63	395,000	469,300	520,400	571,400	646,000
64	395,400	469,900	521,200	572,300	647,000
65	395,700	470,600	522,100	573,200	648,000
66	396,000	471,300	523,000	574,100	649,000
67	396,300	471,900	523,700	575,000	650,000
68	396,600	472,500	524,600	575,900	651,000
69	396,900	472,800	525,500	576,800	652,000
70	397,200	473,400	526,300	577,700	653,000
71	397,500	474,100	527,200	578,600	654,000
72	397,800	474,800	528,100	579,500	655,000
73	398,100	475,200	528,900	580,400	656,000
74	398,400	475,800	529,800	581,300	657,000
75	398,700	476,500	530,700	582,200	658,000
76	399,000	477,200	531,400	583,100	659,000
77	399,300	477,600	532,200	584,000	660,000
78	399,600	478,200	533,100	584,900	661,000
79	399,900	478,800	534,000	585,800	662,000
80	400,200	479,300	534,900	586,700	663,000
81	400,500	479,900	535,700	587,600	664,000
82	400,800	480,400	536,600	588,500	665,000
83	401,100	480,900	537,500	589,400	666,000
84	401,400	481,400	538,400	590,300	667,000
85	401,700	481,800	539,200	591,200	668,000
86	402,000	482,400	540,100	592,100	669,000
87	402,300	482,800	541,000	593,000	670,000
88	402,600	483,300	541,900	593,900	671,000
89	402,900	483,800	542,700	594,800	672,000
再任用	282,800	304,000	331,300	367,900	417,900



別表 3

## 社会福祉法人同仁会医療職俸給表(二)

号級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	462,700
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	463,500
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	464,300
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	465,100
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	465,900
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	466,700
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	467,500
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	468,300
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	469,100
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	469,900
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	470,700
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	471,500
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	432,300	472,300
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	432,700	473,100
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	433,100	473,900
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	433,500	474,700
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	433,900	475,500
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	434,300	476,300
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	434,700	477,100
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	435,100	477,900
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	435,500	478,700
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	435,900	479,500
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	436,300	480,300
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	436,700	481,100
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	437,100	481,900
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	437,500	482,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	437,900	483,500
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	438,300	484,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	438,700	485,100
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	439,100	485,900
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	439,500	486,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	439,900	487,500
再任用	214,400	224,600	228,200	233,300	241,500	260,100	282,400